

令和5年5月9日

保護者 様

伊万里市立南波多郷学館  
校 長 中尾 聡彦

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

立夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、ご承知のように新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日付けで5類感染症に移行しております。それに伴い、学校における新型コロナウイルス感染症対策も見直しが行われ、市教育委員会より通知がありました。今後は、児童生徒がより安心して充実した学校生活を送ることができるよう、以下の内容にそって取り組むことといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握・適切な換気の確保・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」等の対策は講じる。感染状況が落ち着いている時は、「毎朝の検温・毎日の校舎内等消毒」は必要としない。
- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。また、学校給食の場面においては「黙食」は必要ないこととする。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて「身体的距離の確保・行動の制限」等の措置を一時的に講じるようにする。

### 2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について

- 出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
- 「発症した後五日を経過」「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。（※そのため、受診・診断時に「発症日」「起算日」の確認をお願いします。）

### 3 濃厚接触者の取扱い・体調不良時の対応について

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなったため、同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合でも、児童生徒本人に行動制限等はなく、健康であれば登校できる。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校をせずに自宅等で休養するようにする。
- 家族の体調不良や本人の軽微な症状等による登校の制限は必要としない。